

○大衡村復興推進協議会設置要綱

平成26年8月1日
大衡村告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、大衡村復興推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会設置及び協議事項)

第2条 村長は、法第2条第3項第3号に規定する復興推進事業(以下「復興特区支援貸付事業」という。)ごとに、協議会を設置する。

2 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興特区支援貸付事業に関する復興推進計画の作成および変更に関すること。
- (2) その他復興特区支援貸付事業に関し必要な事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等の職員をもって構成する。

2 村長は、必要があると認めるときは、別表に掲げるもののほか法第13条第3項各号に掲げるものを構成員として加えることができる。

3 村長は、法第13条第5項各号に掲げるものであって協議会の構成員以外の者から、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出に応じるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は大衡村副村長をもって充て、副会長は大衡村企画商工課長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認められるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大衡村企画商工課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等の名称
大衡村 (大衡村副村長) (大衡村総務課長) (大衡村企画商工課長)
対象事業者
金融機関